

●国富町新型コロナウイルス感染症対策休業要請等協力金及び支援金（独自支援金を含む）

（単位：万円）

	要 請 内 容		協力金	支援金	計	備 考
	対 象 施 設	内 容	県+町	町+(県)		
ア	遊興施設のうち、接待を伴う飲食店 （例）キャバレー、ナイトクラブ、スナック、 バー、パブ	休 業	10 (5+5)	10	20	休業し、テイクアウト、宅配を行うことは可
イ-1	ア以外の食事提供施設（宅配・テイクアウト サービスを除く。） （例）飲食店（居酒屋含む）、料理店、喫茶店	朝5時から夜8時まで （酒類の提供は夜7時 まで）の時間短縮営業	5 (2.5+2.5)	5	10	時短営業し、テイクアウト、宅配を行うことは可
イ-2	イの事業者で、 <u>通常営業時間が夜8時以降</u> の者が自主的に休業した場合	自主的な休業	5 (2.5+2.5)	15	20	自主的な休業し、テイクアウト、宅配を行うことは可
イ-3	イの事業者で、 <u>通常営業時間が夜8時までの者</u> が自主的に休業した場合	自主的な休業	0	20	20	自主的な休業し、テイクアウト、宅配を行うことは可
ウ	タクシー・代行業者	休業する、しないに関 わらない	0	10	10	
エ	酒類販売を主な事業としている店舗（酒店）	休業する、しないに関 わらない	0	10	10	休業要請等の対象になっているス ナックや飲食店に酒類の納品等取引 のある者